

議案第 8 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

閲覧料を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂町手数料条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住民票の閲覧 1 人 1 回 3 0 分以内	2 0 0 円 これを超えるときは 3 0 分ごと に 3 0 0 円を加算
------------------------	---

」を

「

住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 人 3 0 分までごと につき 2 0 0 円
-----------------	------------------------------

ただし、当該閲覧
に供する事項を転記
する場合は、当該額
に転記する住民1人
につき200円を加
算する。

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
略	略	略	略
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人30分までごとにつき200円 ただし、当該閲覧に供する事項を転記する場合は、当該額に転記する住民1人につき200円を加算する。	住民票の閲覧 1人1回30分以内	200円 これを超えるときは30分ごとに300円を加算
略	略	略	略
別表第2 略		別表第2 略	
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>			